

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第54回 最三小判平成29年3月21日〔裁判所時報1672号3頁〕

(地公災基金大阪府支部長(市立中学校教諭)事件)

遺族補償年金の受給に関し夫にのみ年齢要件を設けることの合憲性

労働法制特別委員会委員 西出 恭子 (60 期)

1 事案の概要

- (1) 本件は、地方公務員Aが公務災害死したため、夫のXが地方公務員災害補償法（地公災法）に基づき遺族補償年金等の支給を請求したところ、A死亡当時のXの年齢は同法の定める受給要件を満たさず不支給となったため、Xが、年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項の規定は憲法14条1項に違反すると主張し、上記各処分を取消しを求めた事件である。

地公災法32条1項は、遺族補償年金の受給に関し、妻には年齢要件を設けないのに対し、夫には60歳以上との要件を設け（なお、附則7条の2第2項において55歳以上60歳未満の場合には遺族補償年金を受けることができる遺族に該当する旨の特例あり）、妻と夫とを区別しており、本件区別が憲法14条1項に違反するかが問題となった。

- (2) 第一審（大阪地判平成25年11月25日・労判1088号32頁）は、地方公務員災害補償制度は「一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するもの」であり、「遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており」、そのような立法府の裁量権を考慮しても、「そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反する」とした上、本件区別は「女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため一般的な家庭モデルが専業主婦世帯であった立法当時には、一定の合理性を有し

ていた」が、「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、…もはや立法目的の間に合理的関連性を有しない」というべきで、地公災法32条1項等は「憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効である」として、不支給決定をいずれも取り消した。

- (3) 他方、控訴審（大阪高判平成27年6月19日・労判1125号27頁）は、地公災法における遺族補償年金は「基本的に社会保障制度の性格を有する」もので、「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられ」、「社会保障制度上の法令が受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるといえる場合に、憲法14条1項に違反する」とした上、本件区別は、立法当時においては、労働力率及び賃金額における男女差や女性の就労が困難であるなどの当時の社会情勢を踏まえると「合理性を欠くものであったとはいえない」し、今日の社会情勢下においても、①女性は男性に比べて労働力率が相当低いこと、②女性は雇用者数に占める非正規雇用の割合が男性のその3倍近いこと、③女性は男性と比べて賃金が著しく低いこと、④専業主婦の世帯数は、共働き世帯数より下回っているものの、専業主夫の世帯数よりはるかに多いことを踏まえると、「本件区別は、合理性を欠くとはいえず」、地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは憲法14条1項に違反しないとして、第一審判決を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。

2 判 旨

地公災法の定める「遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、…男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、Xに対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない。したがって、地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということとはできない」。

3 検 討

本判決は、遺族補償年金の受給に関し夫にのみ年齢要件を定める地公災法32条1項等について、最高裁が初めて合憲との判断を示したものである。本件と同様の要件は、労働者災害補償保険法（16条の2第1項1号）及び国家公務員災害補償法（16条1項1号）の定める遺族補償年金や厚生年金保険法（59条1項1号）の定める遺族厚生年金においても設けられており、本判決はこれらとの関係でも一定の意義を有すると思われる。なお、立法においては、平成22年の児童扶養手当法の改正（母子家庭にのみ支給されていた児童扶養手当を父子家庭にも支給）や平成24年の国民年金法の改正（妻にのみ支給され

ていた遺族基礎年金を夫にも支給）など、社会保障給付における男女異なる取扱いを見直す動きが見られる。

地公災法の定める遺族補償年金の性格について、本判決及び控訴審は、社会保障の性格を有するとして、同法32条1項等が夫に年齢要件を設けていることを合憲と判断した。他方、第一審は、一種の損害賠償制度の性格を有するとして、同規定を違憲と判断した。遺族補償年金の性格をいかに解するかによって採用する違憲審査基準が異なり（本判決及び控訴審は社会保障立法と平等に関する堀木訴訟判決（最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）を引用するが、第一審はこれを引用していない）、結論に差が生じたと言える。地方公務員災害補償制度が損害賠償との調整規定を置いていることなどに鑑みると、遺族補償年金が損害賠償の性質を有することは否定できないと思われるが、本判決はこの点について何ら言及していない。本判決は、立法府が広範な裁量を有することを前提にして、女性の社会進出の現状は未だ男性と同レベルには至っていないという認識のもとに、妻に年齢要件を設けないことの合理性をもって夫に年齢要件を課すことの合憲性を肯定したものである。

参考裁判例として、①京都地判平成22年5月27日（労判1010号11頁。著しい外貌醜状障害について労災保険法の障害等級表が男女間で5等級の差を設けていたことは憲法14条1項に違反すると判断。これにより障害等級表改正）、②東京地判平成25年3月26日及び東京高判平成25年10月2日（判例集未登載。平成24年改正前の国民年金法が妻を遺族基礎年金の支給対象とする一方、夫を対象外としていたことは憲法14条1項に違反しないと判断）などがある。